

保守契約要綱 変更箇所対比表

下記の通り保守契約要綱を変更いたしました。

トータル・ソフトウェア株式会社
第10版 2024年8月1日 改定

新	旧	変更箇所
<p>タイトル</p> <p>カロリーシリーズ <u>保守契約要綱</u></p>	<p>タイトル</p> <p>カロリーシリーズ <u>保守契約の要綱</u></p>	(変更)
<p>1. 保守契約の内容</p> <p>1)指定ソフトウェアについて「日本人の食事摂取基準」「日本食品標準成分表」等の制度改訂に伴う変更、あるいは弊社の定める仕様にに基づき機能拡張した最新(削除)の指定ソフトウェアを1年に1回以上お客様へ提供します。 <u>※1(欄外)</u></p> <p>2)指定ソフトウェアに関連する新製品・新機能等の情報の提供。</p> <p>3)指定ソフトウェアの操作方法に<u>関わる</u>問い合わせへの対応。</p> <p>4)OS、ハードウェア、ネットワークなどの指定ソフトウェアの操作に関わりのお問い合わせには原則としてお答えできません。</p> <p>5)<u>オンラインサポートの提供。</u> <u>※2,※3(欄外)</u></p>	<p>1. 使用条件</p> <p>1)指定ソフトウェアについて「日本人の食事摂取基準」「日本食品標準成分表」等の制度改訂に伴う変更、あるいは弊社の定める仕様にに基づき機能拡張した最新バージョンの指定ソフトウェアを1年に1回以上お客様へ提供します。 <u>※指定ソフトウェアの対応 OS に関してはホームページにて最新の情報をご確認ください。</u></p> <p>2)指定ソフトウェアに関連する新製品・新機能等の情報の提供。</p> <p>3)指定ソフトウェアの操作方法に<u>かかわる</u>問い合わせへの対応。</p> <p>4)OS、ハードウェア、ネットワークなどの指定ソフトウェアの操作に関わりのお問い合わせには原則としてお答えできません。</p> <p>5)オンラインサポート。 <u>※指定ソフトウェアの運用中に起こったトラブルなど、弊社が必要と判断した場合に提供します。※インターネット接続できる環境が必要です。</u></p>	<p>(削除) (欄外) 欄外へ移動</p> <p>(変更)</p> <p>(変更) (欄外) 欄外へ移動</p>
<p>2. <u>保守契約のサポートに該当しない作業について</u></p> <p><u>第1項に該当しない内容に関しては別途、有償契約を交わし行います。</u></p> <p>1) 指定ソフトウェアの運用に関する人的派遣を必要とする支援。</p> <p>2) 指定ソフトウェアに対してお客様独自の追加・変更プログラムの支援。</p> <p>3) 指定ソフトウェアの使用に関してお客様で解決できない問題が生じた場合ソフトウェア添付の「<u>ソフトウェア使用規定</u>」(以下「<u>使用規定</u>とする)を前提として相談に応じ、この対応の有償・無償の判断は弊社で行うものとします。</p>	<p>2. <u>保守契約のサポートに該当しない以下の作業については別途、有償契約を交わし行います。</u></p> <p>1) 指定ソフトウェアの運用に関する人的派遣を必要とする支援。</p> <p>2) 指定ソフトウェアに対してお客様独自の追加・変更プログラムの支援。</p> <p>3) 指定ソフトウェアの使用に関してお客様で解決できない問題が生じた場合ソフトウェア添付の「<u>ソフトウェアの使用規定</u>」を前提として相談に応じ、この対応の有償・無償の判断は弊社で行うものとします。</p>	<p>(変更) 条項名変更</p> <p>(新規)</p> <p>(変更)</p>
<p>4. 保守契約の成立(削除)</p> <p><u>保守契約の契約予定期間(有効期間は契約開始月1日より1年間)が記載された注文書を弊社にて受領した日に契約予定期間を契約期間として成立します。なお注文書に契約予定期間の記載がない場合は、以下の順で契約開始</u></p>	<p>4. 保守契約の成立と料金</p> <p><u>ユーザー登録が完了し且つ保守契約申込書と保守契約費用の入金手続きが行われた日に自動的に成立します。</u> <u>保守契約が成立した月の翌月1日より1年間を有効期間とします。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(変更)</p>

<p><u>月とします。</u> <u>①お見積時に記載した契約予定期間</u> <u>②注文月の翌月1日</u></p>		
<p>5. <u>保守契約の更新案内と料金</u></p> <p><u>新規ご契約の翌年以降は、お客様に対し契約が終了する月の前月に契約満了のご案内を致します。</u> <u>ご案内する保守契約費用は更新時点での最新価格を適用致します。更新後の保守契約期間は保守契約終了月翌月1日より1年間を有効期間とします。</u></p>	<p>5. <u>契約の更新</u></p> <p><u>新規ご契約の翌年以降は、弊社がお客様に対し契約が終了する月の前月に契約満了のご案内と同時に請求書を添えて通知します。契約の期間満了月の20日までの振り込みにより、本契約は同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、以後もまた同様とします。</u></p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
<p>6. 契約の解除</p> <p>1)お客様または弊社のいずれかが本契約条項に違反した場合、および<u>使用規定</u>の効力を失った場合、相手方に通告し是正されない場合は本契約を解除することができます。</p> <p>2)弊社が将来的に指定ソフトウェアの動作条件(OS、ハードウェア)を変更した時、お客様の環境がその動作条件を満足できなくなった場合、お客様の責任で環境の変更を行うものとします。もし変更が行えない場合は保守契約を継続できない事とします。<u>※1</u></p> <p>3)お客様は1ヶ月以上の予告期間において書面をもって弊社に解約の意思表示をすることにより、本契約を解除することができます。</p> <p>4)<u>第1項の範囲内でおお客様からのお問い合わせに対応したうえで、お客様の一方的な要求や言動が社会通念上、理不尽であると弊社が判断した場合、保守契約を即時解除できるものとします。</u></p> <p>5)契約解除の期日から満了期日までの残り期間分の保守契約料の払い戻しは行いません。</p> <p>6)<u>弊社よりご案内している更新案内の内容で、お客様の保守契約料の入金手続きがご案内日より2ヶ月間行われない場合は自動的に保守契約を弊社側で即時解除できるものとします。</u></p>	<p>6. 契約の解除</p> <p>1)お客様または弊社のいずれかが本契約条項に違反した場合、および<u>ソフトウェア規定書</u>の効力を失った場合、相手方に通告し是正されない場合は本契約を解除することができます。</p> <p>2)弊社が将来的に指定ソフトウェアの動作条件(OS、ハードウェア)を変更した時、お客様の環境がその動作条件を満足できなくなった場合、お客様の責任で環境の変更を行うものとします。もし変更が行えない場合は保守契約を継続できない事とします。</p> <p>3)お客様は1ヶ月以上の予告期間において書面をもって弊社に解約の意思表示をすることにより、本契約を解除することができます。</p> <p>4)<u>第2項の範囲内でおお客様からのお問い合わせに対し、弊社は誠心誠意つくし対応しながらもお客様の一方的な要求や言動が理不尽であると弊社が全社的に判断した場合、保守契約を弊社は即時解除できるものとします。</u></p> <p>5)契約解除の期日から満了期日までの残り期間分の保守契約料の払い戻しは行いません。</p>	<p>(変更)</p> <p>(新規)</p> <p>(変更)</p> <p>(新規)</p>
<p>8. 保証</p> <p><u>使用規定の範囲を超えた</u>指定ソフトウェアを利用した結果の損害および影響に関しては、弊社は一切の責任を負いません。</p>	<p>8. 保証</p> <p>指定ソフトウェアを利用した結果の損害および影響に関しては、弊社は一切の責任を負いません。</p>	<p>(追加)</p>